

## 幡多福祉保健所管内栄養士ネットワーク運営要綱

### (目的)

第1条 幡多管内の教育、保健、医療、福祉それぞれの分野で活動する栄養士が、住民の生涯にわたって食育に手をさしのべることができるように、ネットワークにより、それぞれの業務について情報を共有し、連携をもって取り組むことを目的とする。また、生活習慣病、特に糖尿病予防について各分野の栄養士がそれぞれの立場を活かし、職域をこえて課題を明らかにし、対策を協議検討する。

### (業務)

第2条 本会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 教育、保健、医療、福祉各栄養士の業務について、情報の共有と連携のあり方
- (2) 各分野における生活習慣病予防対策、特に糖尿病予防対策について
- (3) 幡多管内における糖尿病栄養指導について
- (4) ネットワークから地域への情報発信について
- (5) その他、ネットワークの運営、活動に必要なこと

### (委員)

第3条 本会の委員は、幡多福祉保健所管内栄養士ネットワークの各分野の代表者（別表）により構成する。

- 2 委員の任期は原則2年とし、互選にする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 会議には、委員の互選によって会長、副会長をおく。

- 2 会長は会議を招集し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議等)

第5条 会議は前条の規定に基づき会長が招集する。

- 2 会議は過半数の委員が出席しなければ開くことができない。ただし、会長が特に認める場合は、この限りではない。

### (名簿)

第6条 名簿の取り扱いについては「幡多福祉保健所管内栄養士ネットワークにおける会員名簿の利用目的・取り扱いについて」に定める。

### (庶務)

第7条 本会の庶務は、高知県幡多福祉保健所において行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会議において定める。

### (附則)

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

この要綱の一部改定は、令和6年4月1日から施行する。